

外部評価機関の要件及び選定手続等について

1. 評価機関の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 評価を適切に行う能力を有する評価調査員を、必要数確保していること。
 - ア 評価調査員は、別記のカリキュラムに従って評価機関が自ら又は適当と認める法人に委託して実施する評価調査員養成研修を受講し、修了すること。

ただし、他の都道府県または指定する法人において実施された調査員養成研修または関連の研修（認知症介護実務者研修、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、別記のカリキュラムの全部または一部が重複している場合には、当該部分を受講していなくても、この要件を満たしたものとして取り扱うことができる。
 - イ 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から、評価の実務を適切に行うことができると認められる者でなければならないこと。

特に、現に認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）を運営し、若しくは勤務し、又は各事業所により組織される団体の役職員である者は適当でないこと。
- (3) 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、県として当該法人に外部評価を行わせることが不適当と認める事由がないこと。
 - ア 当該法人が自ら事業所を設置・運営しているとき。
 - イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、事業者、従業者によって占められているとき。
 - ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。
- (4) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表者、認知症に関する専門家等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価次号についても報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。
- (5) 評価結果について、県が定める様式（別紙4）及び方法に従って、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載して公表することとしていること。また、当該手続を行う担当者を配置していること。
- (6) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
 - ア 評価調査員の養成研修要領
 - イ 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価業務実施要領（別紙2の参考例に基づき定めること。）契約書の様式（別紙3の参考例に基づき定めること）
 - ウ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業所の事業者との間で締結する契約書の様式（別紙3の参考例に基づき定めること。）
 - エ その他県が定めるもの
- (7) 所属する評価調査員に対し、1年に1回以上、別記のカリキュラムに従って、定期的なフォローアップ研修を実施し、自ら実施する外部評価の評価の質を確保・向上を図るものであること。
- (8) 評価機関が、事業者との契約に基づき、独自の評価項目の追加やアドバイス等の付加的業務を行うことは妨げられるものではないが、これらの業務については、県が定める外部評価の業務とは、明確に区分されたものであること。

2 選定の有効期間

選定の有効期間は、1年間とする。

3 評価機関の選定手続等

(1) 評価機関の選定

ア 評価機関の選定は必要に応じて県が募集して行うものとし、評価機関として選定を受けようとする法人は、県に対し、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ① 評価機関選定申込書（様式第1号）
- ② 法人の定款、寄附行為等の写し及び法人登記簿謄本
- ③ 評価調査員の名簿、各評価調査委員の経歴書及び（別紙1）の1の（2）のAに該当することを示す書類
- ④ 評価審査委員会の委員名簿、各員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- ⑤ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- ⑥ 評価手数料及びその算定根拠
- ⑦ 外部評価業務実施要領
- ⑧ 契約書様式
- ⑨ 評価調査員の養成研修要領
- ⑩ その他県が必要と認める書類

イ 県は、審査の結果、申請のあった法人が評価機関として適当であると認める場合には当該法人を評価機関として選定し、当該法人に対し、評価機関選定書（様式第2号）により、通知するものとする。

(2) 選定の更新

ア 評価機関が、選定の有効期間の満了後においても引き続いて選定を受けようとするときは、有効期間の満了の日の30日前までに、県に対し、次の書類を提出し、更新の審査を受けるものとする。

- ① 評価機関選定更新申込書（様式第3号）
- ② (1)のアの②から⑩までに掲げる書類。ただし、その内容が当初の申込みの際に提出したものと同一である書類については、提出を省略することができる。

イ (1)のイの規定は、選定の更新において準用する。

(3) 変更の届出

評価機関は、選定を受けた後に、選定申込みの際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、県に対し、評価機関変更届出書（様式第4号）に変更後の当該の書類を添付した上で、遅滞なく届け出るものとする。

(4) 廃止の届出

評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとする時は、事業終了の3ヶ月前までに、県に対し評価機関廃止届出書（様式第5号）に、廃止の理由を付して届け出るものとする。

(5) 選定の取消し

県は、選定した評価機関がその要件のいずれか一つを欠くに至った場合。その他公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないとされる状況が生じた場合には、選定を取り消すものとする。

- ① 県は、選定した評価機関について選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行う

ことができるものとする。

- ② 評価機関は、上記の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- ③ 県は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を取り消すものとする。
- ④ 県は、選定の取消しを行う場合は、当該評価機関に対し、評価機関選定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(6) 評価機関選定等の周知

県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員数、選定の有効期間等の情報を、県内の事業所に通知すると共に、県のホームページにおいて公開するものとする。

また、評価機関から選定時の公表事項について変更の届出があった場合には、その変更内容を廃止の届出があった場合及び県が評価機関の選定を取り消した場合には、その変更内容を、廃止の届出があった場合及び県が評価機関の選定を取り消した場合には、当該機関の名称、連絡先等の情報を同様に公開するものとする。

附 則

当初の評価機関を選定するにあたっては、「奈良県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領」に基づき選定された外部評価機関に対して募集を行うものとする。

附 則

上記手続きについては平成21年5月7日より施行する。

附 則

上記手続きについては平成27年4月1日より施行する。

(1) 評価調査員養成研修 (標準カリキュラム)

講義	内容	時間
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	① 地域での高齢者の暮らし ② 認知症をもたらす病気 ③ 認知症の人の特徴とたどる経過 ④ これからの高齢者および認知症の人の介護	講義 100分 演習 20分
認知症対応型共同生活介護の基本的理解	① 歴史 ② 特徴と役割 ③ 制度の理解 ④ 現状と課題	講義 180分 演習 60分
サービス評価の必要性和目的	① サービス評価の目的 ② サービス評価の位置付け ③ サービスの質の確認	講義 90分 演習 30分
サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め方 ② 評価項目の内容と理解 ③ 訪問調査の具体的な手法	講義 200分 演習 40分
訪問調査実習	① 実地訪問調査 ② 調査報告書記入演習	講義 330分 演習 150分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	① 調査方法について ② 評価項目の理解について ③ 報告書記入方法について	講義 150分 演習 180分
研修のまとめ	研修修了後レポート作成	30分
	計	1560分

(2) フォローアップ研修 (標準カリキュラム)

講義	内容	時間
外部評価制度の改正について	①近年の外部評価制度の改正について ②介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30分
評価項目の内容、理解	①評価項目の改定について ②評価項目の内容	講義 90分
評価調査員の力量向上に向けて	①事業所との対話方法 (ヒアリング演習) ②外部評価票の記入方法 (記述演習)	演習 90分
研修のまとめ	筆記試験	30分
	計	330分